

受益者負担金制度

受益者負担金制度とは

公共下水道が整備されますと、トイレの水洗化ができるなど、土地の利用価値が高まり私たちの生活に大きな利便をもたらします。

しかし下水道は、道路や公園などの一般の公共施設と異なり、下水道の恩恵を受けることができるのは、整備された区域の方に限られます。

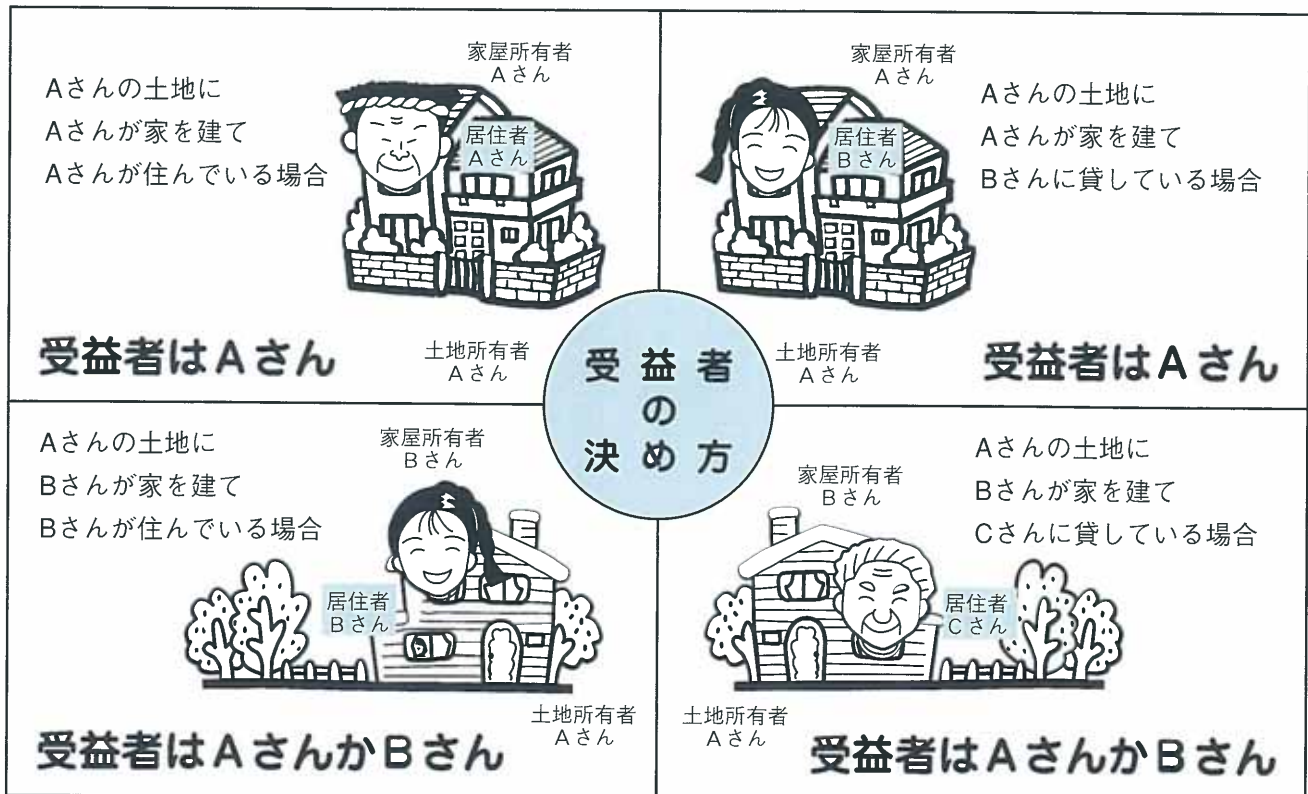
そのため、下水道整備費用の全てを国の補助金や町民の皆様の税金でまかなうことになると「公平の負担」を欠くことになります。

そこで、都市計画法に基づいて下水道事業によって利益を受ける方に整備費用の一部を負担していただくのが受益者負担金制度です。受益者負担金は、公共下水道を早期にかつ、計画的に整備するための貴重な財源で、その土地に対して一度限り賦課されるものです。



負担金を納めていただく人(受益者)は

原則として下水道を整備する区域内に土地を所有されている方に納めていただきます。しかし、長期にわたり土地を借りている場合など、その土地に地上権等の権利が設定されている場合は、土地所有者・権利者の双方で相談し、どちらが納めるかを決めていただきます。



受益者負担金の額は

受益者負担金は、下水道整備により、土地の利用価値が増進されることに着目し、土地の面積に応じて、受益者に負担していただきます。

多くの市町では、事業費の一部を下水道を整備する面積で除した面積割としていますが、福崎町では下水道審議会の答申や町議会の審議の結果、下水道整備により一定の利便性や利用価値の向上が見込めるとの考えから一部定額制を取り入れ、次のように決めました。

土地の面積が100㎡までは10万円、それを超える場合は10万円に100㎡を超える面積1㎡当たり250円を乗じて得た額を加算して負担していただきます。

例えば、250㎡（約76坪）の土地を所有されている方の負担金は
100,000円（100㎡まで分）+150㎡×250円/㎡=137,500円となります。

●受益者負担金早見表

負担金は筆ごとの登記面積をもとに計算されます。

面積	負担金	面積	負担金	面積	負担金
～100㎡	100,000円	350㎡	162,500円	600㎡	225,000円
150	112,500	400	175,000	700	250,000
200	125,000	450	187,500	800	275,000
250	137,500	500	200,000	900	300,000
300	150,000	550	212,500	1,000	325,000

負担金の対象となる土地（賦課対象区域）

毎年度当初に、既に下水道事業を実施しているか、またはその年度内に事業を予定している区域を負担金の対象となる土地（賦課対象区域）として告示します。

市街化区域

この区域にある全ての土地が負担金の対象となります。ただし、農地や空き地などは申請により負担金徴収の猶予を受けることができます。

市街化調整区域

この区域内にある宅地、雑種地などは負担金の対象となります。ただし、空き地などは申請により負担金徴収の猶予を受けることができます。

■市街化区域・市街化調整区域とは

都市計画区域を市街化区域・市街化調整区域に区別することにより無秩序な市街化を防止し、計画的なまちづくりを進めています。

- ◆市街化区域・・・既に市街化を形成している区域や計画的に市街化をすすめる区域。
- ◆市街化調整区域・・・自然環境や農林業などの土地利用を中心とした市街化を抑制していく地域。

負担金の納付方法は

負担金は、納めていただきやすいように3年に分割し、さらに1年を4期に分けた12回で納めていただきます。

また、負担金の総額を一括して納めていただくこともできます。

納付は、町がお送りする納付書により、町内金融機関に直接納めていただきます。また、納期ごとに預金口座から自動振替によって納付できる制度もありますので、ご利用ください。

納期は次のとおりです

第1期

7月1日～ 7月31日まで

第2期

9月1日～ 9月30日まで

第3期

11月1日～11月30日まで

第4期

1月1日～ 1月31日まで

一括納付報奨金

初年度の第1期の納期限内に、すべての納期に係る負担金を一括して納付されると、納付額の10%を、また第2年度の第1期の納期限前に、その後のすべての納期に係る負担金を一括して納付されると5%を、一括納付報奨金として交付します。徴収猶予、減免や滞納がある場合は交付されません。

負担金の徴収猶予と減免は

負担金は、下水道を整備した区域内の土地に賦課されますが、土地の利用状況などにより、徴収猶予または減免される場合があります。徴収猶予、減免は、登記簿の筆単位での取り扱いとなります。

該当する場合は、「下水道事業受益者負担金徴収猶予・減免申請書」を提出してください。

○徴収猶予の主なもの

対象となる土地	猶予の割合
田・畑	100%
池・沼・山林	100%
係争中の土地	100%
生活実態のない土地	100%

○減免の主なもの

対象となる土地	減免の割合
集会所・消防団倉庫	100%
墓地・文化財用地	
公衆用道路	
境内地・社会福祉施設用地	75%

(上記の土地であっても、公共ますを設置した場合は猶予の対象とはなりません。)

受益者の変更について

負担金は3年で納めていただきますが、納付途中で土地の売買・相続等で受益者の変更が生じた場合は、新旧受益者が下水道事業受益者異動届に連署して提出してください。

提出日以後の納期分の負担金については、新しい受益者に納付していただきます。